

18 低所得者の福祉

(1) 生活保護制度

生活保護制度は憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮する方に対して、国の責任において「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、その自立を支えることを目的とした制度です。

高齢化、核家族化の進展とともに、少額年金を受給する高齢者世帯の増加や人材派遣等の不安定な就労形態のため社会保障制度を十分に活用できない方の増加、多重債務、離婚など、生活困窮に陥る原因も多様化しており、令和 8 年 3 月末時点での本市における受給者数は 1,362 人（停止含む）となっています。

人口 1,000 人当たりの保護率

(各年度年間平均数)

年度	29	30	元	2	3	4	5	6	7
本 市	9.9	10.0	10.7	10.9	11.0	11.1	11.2	11.4	11.7
山 形 県	6.9	7.1	7.3	7.3	7.4	7.3	7.4	7.4	7.5

保護の現状と推移

(各年度年間平均数)

年度	29	30	元	2	3	4	5	6	7
被保護世帯数	1,064	1,087	1,125	1,144	1,149	1,140	1,155	1,173	1,188
被保護人員	1,271	1,304	1,352	1,359	1,351	1,328	1,331	1,332	1,345

世帯類型、就労別被保護世帯の状況

(各年度年間平均数)

年度	高齢者世帯		母子世帯	傷病・障害世帯		その他の世帯		就労者のいる世帯		就労者のいない世帯	
	単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上
29	469	31	30	302	40	149	43	159	44	761	101
30	471	28	32	309	40	165	43	153	49	792	94
元	500	30	30	305	37	174	49	149	53	830	93
2	521	24	27	299	32	186	55	151	50	856	89
3	549	25	23	291	33	175	54	152	45	862	88
4	595	31	24	288	36	126	41	156	42	855	89
5	629	32	23	291	31	111	38	148	41	883	83
6	649	29	19	298	26	112	40	140	42	917	71
7	639	27	20	313	19	124	47	139	41	938	72

保護の開始理由別被保護世帯数（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
総数	155	137	151	164	177
世帯主・世帯員の傷病	12	9	12	11	12
稼働収入の減少	7	5	8	5	12
援助仕送り等の減	3	2	3	3	8
手持金の減少	123	117	124	129	121
年金収入の減少	0	2	0	1	2
その他	10	2	4	15	22

保護の廃止理由別被保護世帯数（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
総数	139	142	142	147	160
辞退	0	0	0	2	3
年金・手当の増額	0	2	1	3	5
死亡	74	83	86	80	73
稼働収入の増額	22	19	16	16	10
援助仕送り等の増	5	4	7	3	2
その他	38	34	32	43	67

生活保護費扶助別支出状況

（単位：千円）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
生活扶助費	554,372	545,932	562,854	560,099	561,409
住宅扶助費	263,182	261,876	267,340	269,622	276,766
教育扶助費	5,806	4,433	2,252	3,680	3,759
介護扶助費	71,519	70,194	68,917	76,914	81,414
医療扶助費	1,041,987	1,100,424	1,068,027	1,251,147	1,131,413
出産扶助費	249	193	530	439	130
生業扶助費	3,770	1,972	3,046	4,438	3,956
葬祭扶助費	3,832	2,749	2,139	3,099	2,286
小 計	1,944,717	1,987,773	1,975,105	2,169,438	2,061,133
施設事務費	28,226	33,663	44,207	52,430	61,091
合 計	1,972,943	2,021,436	2,019,312	2,221,868	2,122,224

(2) 救護施設

救護施設は、生活保護法に基づき、心身に重い障害があるために自立した日常生活を送ることが難しい要保護者を入所させ、生活を支える支援を行うことを目的とした施設です。

(令和8年4月1日現在 単位：人)

施設名	経営主体	所在地	電話番号	定員
厚生園	(福)善隣会	千葉県香取市八本 555-27	0478-82-5134	100
紅花ホーム	(福)山形県玉葉会	天童市大字成生 1971-26	0237-47-0241	115
みやま荘	(福)山形県社会福祉事業団	河北町大字吉田字馬場 11	0237-72-3181	75

入所の状況

(各年度4月1日現在 単位：人)

施設名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
厚生園	1	1	1	1	1	0
紅花ホーム	7	10	14	18	18	20
みやま荘	4	4	4	3	3	3

(3) 生活困窮者自立支援

① 自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行います。

・鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーション（くらしス）

(相談支援事業)

(単位：件)

	新規相談 受付件数	プラン作成 件数	就労支援 対象者数	一般就労総数	増収者数 (総数)
3年度	322	12	11	45	4
4年度	183	15	13	23	5
5年度	175	21	19	25	0
6年度	152	23	20	15	4
7年度	141	29	20	19	11

② 住宅確保給付金事業

住宅を失った、または失う恐れがある方を対象に賃貸住宅の家賃の給付を行います。

(住居確保給付金事業)

(単位：人・円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
申請者数	57	16	2	3	11
平均支給額	34,000	37,500	33,000	66,100	31,436

③ 就労準備支援事業

直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し、就労に向けた生活訓練や就労支援、農業体験等を通じた生活訓練や就農を含めた就労支援を行います。

(就労準備支援事業)

(人・回)

	登録者数（新規）		実施回数	就労体験 実施人数 （延べ）	就労数※ （一般就労 等総数）	体験就労 受入事業所 等数
		内、ひきこもり等 経験者数				
3年度	5	0	208	540	7	5
4年度	6	0	241	844	2	7
5年度	7	4	231	547	3	8
6年度	9	7	239	1188	6	8
7年度	8	4	241	761	6	16

※令和元年度から事業開始

※就労数とは、何らかの就労先につながった数（障害サービス等の就労含む）

(就労準備支援及び就農訓練事業)

(人・回)

	登録者数（新規）		実施回数	就労体験 実施人数 （延べ）	就労数※ （一般就労 等総数）	体験就労 受入事業所 等数
		内、ひきこもり等 経験者数				
5年度	5	0	280	280	4	0
6年度	0	0	0	0	0	0
7年度	2	0	0	1	2	7

※令和5年度から事業開始

※就労数とは、何らかの就労先につながった数（障害サービス等の就労含む）

④ 子どもの生活・学習支援事業

貧困連鎖防止のため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもを対象に、生活支援及び学習支援を行います。

(子どもの生活・学習支援事業)

(人・回)

	登録人数		通所型 平均参加数	実施回数		
	通所型	訪問型		通所型	訪問型	計
3年度	47	6	18.6	29	115	144
4年度	45	5	13.8	40	117	157
5年度	51	2	12.9	42	70	112
6年度	60	5	10.6	37	78	115
7年度	27	2	10.8	45	71	116

※令和元年度から事業開始

※ひとり親家庭等生活支援事業と共同で行っています。

※山形県退職公務員連盟の協力により実施しています。

※鶴岡市母子会事業の子ども食堂をあわせて開催しています。

(4) ひきこもり支援ステーション事業

ひきこもりに関する相談支援（電話、来所、訪問、同行等）や関係機関との連携による伴走型支援、社会参加に向けた居場所の提供や家族会の開催、地域プラットフォームの構築などを行います。

・ひきこもり支援ステーションあしたば

年度	相談件数（延べ件数）				居場所	家族会	連携会議
7 年度	36	電話	来所	訪問	2 箇所	9 回	2 回
		7	5	2			
				その他			
				22			

※令和 7 年度から事業開始